

広島県告示第二百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
<p>広島県安芸郡熊野町萩原、同町萩原一丁目、同町萩原二丁目、同町萩原五丁目、同町萩原十丁目、同町出来庭、同町出来庭三丁目、同町出来庭八丁目、同町城之堀、同町城之堀二丁目、同町城之堀三丁目、同町城之堀七丁目、同町城之堀九丁目、同町中溝、同町中溝五丁目及び同町中溝六丁目地内</p>	<p>土砂災害警戒区域</p>	<p>土砂災害特別警戒区域</p>
<p>地蔵ノ前（六九三五）</p>	<p>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項</p>
<p>菅池二五六八（四三六八）</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>次の図のとおり</p>
<p>菅池二五六五（四三六八）</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>次の図のとおり</p>
<p>菅池二五三三（六二七三）</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>次の図のとおり</p>
<p>出来庭二九二（四八八）</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>次の図のとおり</p>
<p>八幡山一八二七（六二六九）</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>次の図のとおり</p>
<p>八幡山（六九〇）</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>次の図のとおり</p>
<p>八幡山（六九〇一）</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>次の図のとおり</p>
<p>熊野町出来庭彦地竈（五七八一）</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>次の図のとおり</p>

二河川支川 (四七)	二河川支川 (四七)	滝ヶ谷川 (二二)	滝ヶ谷川 (六二七〇)	滝ヶ谷川 (六二七一)	滝ヶ谷川 (六二七二)	二河川支川 (六二七三)	二河川支川 (六三一五)	道上五〇三 五(四三七 一一)	萩原(六二 六四)	道上五〇三 五(四三七 一)	熊野町萩原 小迫(五七 九一)	熊野町萩原 小迫(五七 九)	里(四三一 一一)	熊野町萩原 小迫(五七 九一)	里(四三一 一一)	里(四三一 一一)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
二河川支川 (四七)	二河川支川 (四七)	滝ヶ谷川 (二二)	滝ヶ谷川 (六二七〇)	滝ヶ谷川 (六二七一)	滝ヶ谷川 (六二七二)	二河川支川 (六二七三)	二河川支川 (六三一五)		萩原(六二 六四)	道上五〇三 五(四三七 一)	熊野町萩原 小迫(五七 九一)	熊野町萩原 小迫(五七 九)	里(四三一 一一)		里(四三一 一一)	里(四三一 一一)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の 崩壊		急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊		急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり
二河川支川 (四七)	二河川支川 (四七)	滝ヶ谷川 (二二)	滝ヶ谷川 (六二七〇)	滝ヶ谷川 (六二七一)	滝ヶ谷川 (六二七二)	二河川支川 (六二七三)	二河川支川 (六三一五)		萩原(六二 六四)	道上五〇三 五(四三七 一)	熊野町萩原 小迫(五七 九一)	熊野町萩原 小迫(五七 九)	里(四三一 一一)		里(四三一 一一)	里(四三一 一一)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊		急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり

二河川支川 (五三)	道土川 (五 二一六)	道土川 (五 二一五)	道土川 (五 二一四)	道土川 (五 二一三)	道土川 (五 二一二)	道土川 (五 二一一)	二河川支川 (六二八九)	二河川支川 (五一)	瓶割川 (五 〇)	二河川支川 (四九)	二河川支川 (四八)	熊野川支川 (二五四隣)	熊野川支川 (二五四)	苗土川 (一 六四隣)	苗土川 (一 六四)	住田谷川 (一 六三隣)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
二河川支川 (五三)	道土川 (五 二一六)	道土川 (五 二一五)	道土川 (五 二一四)	道土川 (五 二一三)	道土川 (五 二一二)	道土川 (五 二一一)	二河川支川 (六二八九)				二河川支川 (四八)	熊野川支川 (二五四隣)		苗土川 (一 六四隣)	苗土川 (一 六四)	住田谷川 (一 六三隣)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流				土石流	土石流		土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり				次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

道 上川 (五 四)	土 石 流	次 の 図 の と お り	道 上川 (五 四)	土 石 流	次 の 図 の と お り
---------------------	-------------	---------------------------------	---------------------	-------------	---------------------------------

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。